

定価消費税込)一箇年 一六八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

号外第四十六号

平成二十四年

七月二十四日

火曜日

## 目次

### 企業局

山梨県企業局宿舎管理規程の一部を改正する規程……………一

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第七号

山梨県企業局宿舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年七月二十四日

山梨県公営企業管理者

後 藤 雅 夫

山梨県企業局宿舎管理規程の一部を改正する規程

山梨県企業局宿舎管理規程(昭和五十年山梨県企業局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項を次のように改める。

入居者は、毎月二十五日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)以下この項において「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日(までにその月分の入居料を納めなければならない)。

第十一条第二項中「月の」を「入居者は、月の」に、「場合」を「場合に」に改め、「発する納入通知書により」を削る。

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番